

## 必ずお読みください

### ふるさと納税ワンストップ特例の申請について（ご案内） （寄附金税額控除に係る申告特例）

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告（または市区町村への住民税申告）をすることなしに、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。本特例が適用される場合、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除が受けられます。申請期限はふるさと納税をした翌年の1月10日です。

#### ★特例申請ができる方の条件

- もともと**確定申告（または市区町村への住民税申告）が不要な**給与所得者等である。
- ※自営業の方や、医療費控除等で確定申告をする方は対象となりません。
- 寄附先の県・市町村（地方団体といいます。）が**5つ以内**である。

この制度を利用するためには、**同封の申請書の必要事項に記入し、提出していただく必要があります。**上記各条件に該当していることを確認し、別紙「特例申請書」をご記入のうえ、長岡市役所ながおか魅力発信課までお送りください。

また、ワンストップ特例申請書には、**マイナンバーの記載が必要**となります。マイナンバーの記載及び添付書類については、別紙をご覧ください。

なお、長岡市では、申請書の受理状況をメールでお知らせしています。（寄附申込時にメールアドレスをご記入いただいた方のみ）。

### ご注意ください！！

- 地方税法の規定により、**ワンストップ特例の申請をされた方が、寄附対象年分の確定申告又は住民税申告をされた場合や、ワンストップ特例の申請地方団体数が年間で5つを超えた場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして扱われ、申請自体が無効となります**ので、ご注意ください。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要が生じた場合や、寄附先地方団体が5つを超える場合には、**確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。**この場合、領収書を添えて申告していただくこととなりますので、お送りしました寄附証明書は大切に保管してください。
- 転居による住所変更など、**提出済みの申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに**長岡市（申請先地方団体）へ「申請事項変更届出書」を提出する**必要があります。**長岡市のホームページ（トップ>市政>まちづくり>ふるさと納税のお願い>ふるさと納税ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例）について）に様式を掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。（様式が入手できない場合はご連絡ください。）

◆ワンストップ特例申請についてのお問い合わせ・提出先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市役所 広報・魅力発信課

電話：0258-39-5151（直通）

Mail：city-promo@city.nagaoka.lg.jp

# ワンストップ特例制度申請書記入例

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
新潟県長岡市長 殿  
市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日を記入してください。

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 新潟県長岡市長 殿	整理番号
住所 〒 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10	フリガナ ナガオカ タロウ 氏名 長岡 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 0258-39-2212	生年月日 明・大 50. 1 . 1 （印）平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の各条項に規定する個人番号）を記入してください。また、番号確認と本人確認のための書類添付が必要です。 ※添付書類などについては、別紙をご覧ください。 ※書類不備の場合、受付ができませんので一式返送させていただきます。ご注意ください。

◆個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて  
 ・ご提出いただいた個人情報は、ワンストップ特例事務以外には使用いたしません。  
 ・ご提出いただいた通知番号のコピー等は、返却できません。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 〇〇 年 4 月 1 日	寄附金額 50,000 円
-----------------------	------------------

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合は、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。  
 (1) 地方団体に對する寄附額を支出する年の年分の所得税を課税するに当たって、地方税法第121条（第1項ただし書を除く。）に規定する要件に該当する者であること。  
 (2) 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の1月1日現在、地方税法第121条（第1項ただし書を除く。）に規定する要件に該当する者であること。  
 （注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する要件に該当する者であること。また、申告の特例の適用を受けるための申請を提出する日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を提出する必要があること。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること。また、申告の特例の適用を受けるための申請を提出する日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を提出する必要があること。

下記書類が確認できるようにコピーして、太枠の中に貼り付けてください。このスペースに貼り付けられない書類は、本紙裏面に貼り付けてください。

### ① 個人番号確認書類

### ② 本人確認書類

①個人番号確認書類と②本人確認書類の写しを貼り付けてください。枠に収まらない場合は裏面に貼り付けてください。 ※マイナンバー、住所、氏名、生年月日が申請書の内容と一致しているか確認してください。